



# 事務センターだより

第12号 H29.11.7

文責 藤本（阿蘇中）

## 校納金未納への対応

平成29年度もなかばを過ぎました。学校の諸会計を一元化して徴収する「総合会計」は、一ヶ月あたりの徴収額が大きくなり、未収金が生じやすい傾向にあります。各校、学校チームで未収金対応をおこない完納を目指しています。

### ケース1：

小規模校での事例。毎月、校納金口座振替不能のご家庭に連絡をとり、口座振替できなかった一ヶ月分を学校の通帳に振り込んでいただいている。  
この学校は、2ヶ月以上の未納家庭は0件となっている。

### ケース2：

口座振替不能のご家庭で、兄弟姉妹があるご家庭には、一ヶ月の未納でも連絡をし、当月分を現金持参いただいている。また、未納2ヶ月目のご家庭にも、連絡をとり現金持参いただくこともある。保護者の給料日を目安に納入日を交渉することも多い。

### ケース3：

未納額が大きいご家庭の中には、経済状態が厳しいところもあり、就学援助費の説明を行い、申請をされるご家庭もある。

### ケース4：

未納額が大きいご家庭は、6月、10月、2月の児童手当を学校で代理受領することもある。もちろん、保護者様への説明と同意を得て受領する。

### ケース5：

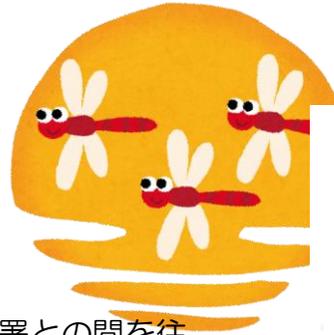
未納額が大きいご家庭で、口座振替不能が続き、電話連絡してもなかなか納入されないご家庭でも、集金袋を作成し、毎月担任の先生や事務職員が保護者の方へ行って納入を促し回収しているケースもある。

保護者の方との繋がりが出来ると未収金回収がすすめやすいというケースを数件確認しました。不登校の子どもさんの対応をした事務職員が、保護者の方の信頼を得て、校納金を納入いただいた話に温かいものを感じます。

連絡のとりやすい担任の先生方に関わっていただくケースも多く、生徒指導、不登校対応と同じく、関わり続けることが課題解決への近道のように感じます。



通勤手当について



「通勤」

職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

「手当上の通勤経路」(自家用車通勤)

届出の交通用具を使って、一般に利用しうる最短のもの。通勤届用紙に、経路を朱線で明示。

「実際の通勤経路」

実際の通勤経路は、最短経路と異なっても構わない。通勤届用紙に、経路を青線で明示。

「測定の起点と終点」

住居の門(敷地の出入り口)を起点とし、勤務公署の(複数ある場合は、通勤距離が最短となる門)を終点とする。

「自家用車その他の交通用具」条件

当該交通用具が職員の所有(共有も含む)及び職員が法的に正当な使用权を有すること。他人の車に便乗する場合は支給することができない。



「通勤手当の額」

片道の使用距離 分	通勤手当の月額
5 km未満	2,000円
5 km以上 10 km未満	5,500円
10 km以上 15 km未満	9,000円
15 km以上 20 km未満	12,400円
20 km以上 25 km未満	15,700円
25 km以上 30 km未満	19,000円
30 km以上 35 km未満	22,000円
35 km以上 40 km未満	24,800円
40 km以上 45 km未満	27,300円
45 km以上 50 km未満	29,800円
50 km以上 55 km未満	32,200円
55 km以上 60 km未満	34,500円
60 km以上 65 km未満	36,800円
65 km以上 70 km未満	38,800円
70 km以上 75 km未満	40,800円
75 km以上	42,800円

「手当支給の始期」

事実発生日がその月の1日である場合は、その日の属する月から支給開始。

2日以降の場合は、翌月から支給開始。但し、届出が事実の生じた日から15日以上経過した後提出されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、その日の属する月から支給)